

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第5回社会保障審議会年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2023年6月26日、第5回社会保障審議会年金部会を開催しました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230626.html

【ご参考】

メルマガ 2023年6月1日【その他】第4回社会保障審議会年金部会の開催について

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n360_nenkin_magazine_20230601_1.pdf

【議事】

○今回は、前回の部会（第4回）で示された「次期制度改正に向けた主な検討事項」から、個別の検討事項として、以下2点について、議論が行われました。

- ・ 公的年金制度における次世代育成支援の取組
- ・ 障害年金制度

○始めに、事務局より資料1、2について説明が行われました。

1. 公的年金制度における次世代育成支援の取組（厚生労働省HP 資料1より抜粋）
 - ・ 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除
 - ・ 厚生年金保険法における次世代育成支援の取組

- ・全世代型社会保障構築会議 報告書（令和 4 年 12 月 16 日）（抜粋）
 - －育児休業給付の対象外である方々への支援
 - 自営業者やフリーランス・ギグワーカー等に対する育児期間中の給付の創設についても、子育て期の就労に関する機会損失への対応という観点から、検討を進めるべきである。
- ・「こども未来戦略方針」
 - ～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（令和 5 年 6 月 13 日）（抜粋）
 - －自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第 1 号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、免除期間や給付水準等の具体的な制度設計の検討を早急に進め、2026 年度までの実施を目指す。
- ・育児期間の国民年金保険料免除を創設する際の主な論点
 - ①対象者
 - －保険料免除の対象となる「子を養育する親」の範囲をどのように定めるか
 - ②対象期間
 - －保険料免除の対象となる育児期間をどのように定めるか
 - ③給付への反映
 - －免除期間に対応する基礎年金給付の水準をどのように設定するか

< 1 に対する委員からの意見（一部抜粋） >

- ・育児期間中の国民年金保険料を免除する制度については賛成。
- ・対象者や対象期間については、財源次第というところもある。
- ・公的年金制度における子育て支援制度を創設したところで、人々に届かないと意味がない。広報が重要である。

2. 障害年金制度（厚生労働省 HP 資料 2 より抜粋）

- ・障害年金制度の概要
 - －障害年金の目的／障害年金の給付額と受給権者数／障害基礎年金／障害厚生年金／障害年金の受給権の発生時期等／障害認定と障害等級表／障害年金生活者支援給付金の概要
- ・障害年金受給権者の現状
 - －障害年金受給権者数の推移／障害年金の年齢階級別受給権者数／障害年金受給権者数の増加要因／障害年金受給者の就労状況／障害年金受給者の世帯収支の

状況

- ・ 障害年金制度に関する課題

- － 障害年金制度の見直しの検討／これまでの年金部会における主なご意見

○事務局からの説明の後、障害年金に関して、有識者から提出資料の説明が実施されました。

3. 障害年金制度の見直しに係る課題と論点（百瀬委員）

（厚生労働省 HP 資料3より抜粋）

- ・ 制度創設時と比較した場合、障害年金受給者の障害種別は、外部障害の構成割合が低下して、内部障害や精神障害、特に精神障害の構成割合が増加していること。
- ・ 制度創設時と比較して、補装具の発達や障害者雇用の進展により、障害年金の受給と同時に一般就労ができるケースが増加。

⇒以上などから、過去の障害年金の受給者実態と今日の受給者実態には乖離が見られる。それに合わせて障害年金の見直しが必要になっていると考えられる。

- ・ 現時点で議論が求められる課題と論点

- － 初診日関連／障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱い／直近1年要件／障害基礎年金2級の年金額／障害年金と就労収入の調整（30条の4以外のケース）／事後重症の場合の支給開始時期

4. 障害年金の制度改正に向けた中長期的課題（関西大学法学部 福島教授）

（厚生労働省 HP 資料4より抜粋）

- ・ 障害等級
 - － 障害等級の趣旨／障害等級の制度設計／稼得能力の制限との関係
- ・ 給付水準
 - － 給付水準の制度設計／1級加算の趣旨
- ・ 就労所得との調整
- ・ 目的から考える課題

< 2、3、4（障害年金制度）に対する委員からの意見（一部抜粋） >

- ・ 障害基礎年金と障害厚生年金の等級の違い（障害基礎年金は1～2級、障害厚生年金は1～3級）について議論をすべき。
- ・ 就労支援との連携を図ることが大切。障害をもって働いて自立をしていくことが生きる力につながっていく。社会参加を促しみんなで支えていくことが必要。
- ・ 若い人等知識が無いことが多く、初診日が判断基準となることなど知らない人が

多い。本当に困っている人に寄り添った制度となっていないのではないか。

部会の最後に、事務局より、次回以降の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

※「障害」の表記について、当社では「障がい」と表記することを原則としておりますが、本メールマガジンにおいては、法律、政令、規則等の法令、社会保障審議会年金部会資料にて用いられている用語や、特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記しています。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202306-170-0112-D